

足立区学校開放事業における暴力事案の再発防止に向けた抜本的改革について

令和7年に学校開放事業において発生いたしました暴力事案につきまして、被害に遭われたお子様ならびに保護者の皆様に心よりお詫び申し上げます。また、区民の皆様をはじめ関係者の皆様に多大なご心配とご不安をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

区では、二度とこのような事案を起こさないよう、学校開放審議会からの答申を受け、以下のとおり「再発防止に向けた抜本的改革」を実施してまいります。子どもたちが安全・安心にスポーツや文化活動に親しめる環境づくりに全力を尽くしてまいります。

No.	対 策	取 組
1	暴力事案未然防止策としての研修体制	① 学校施設使用に関する要綱を改正し、区が毎年度実施する少年団体の全指導者を対象としたコンプライアンス研修の受講を、団体登録及び年度更新の必須要件とする。 ② コンプライアンス研修は、原則対面形式で実施するが、やむを得ない事情により対面で受講できない場合は、オンライン（録画映像の視聴等）による受講を可能とする。 ③ 各団体は、代表者または指導者のうち最低1名がコンプライアンス研修を受講し、団体内で研修内容を共有する。 ④ なお、オンライン受講の際は、受講後のレポート提出等を義務付ける。
2	相談窓口の設置と周知徹底	① 既存の団体責任者等を経由しないでスポーツ振興課に相談できる「学校開放相談窓口（オンラインまたは電話で相談可能）」を、児童・保護者からの「区への直通ルート」として活用する。 ※ 「学校開放相談窓口」は最終頁に記載 ② 全登録団体（約1,300団体）の更新書類郵送時に相談窓口の案内を同封する。 また、あだち広報やSNS、区ホームページでの周知に加え、利用する学校内での掲示等を行い、利用者への周知を徹底する。

No.	対 策	取 組
3	問題が確認された場合の調査体制	① 通報・相談を受理した場合、複数名による迅速な聞き取り調査を実施する。その際、相談者が二次被害に遭わないよう配慮するとともに、通報者の保護を最優先とし、慎重に事実確認を行う。 ② 事案検討会議を実施し、明確な判断基準を用いて、組織としての判断の公平性を確保する。 【令和9年4月までに判断基準を策定予定】 ③ 弁護士や専門家、関係連盟等と迅速に連携し、客観的な知見に基づいた厳正な対処を組織的に遂行できる体制を整える。
4	不適切な行為及び活動に対するペナルティ制度導入	① 事案の性質に応じた公平・透明な運用を担保するため、段階的な措置や違反内容を細かく規定した「客観的な判断基準（ペナルティルール）」を策定する。 【令和10年4月までに判断基準を策定予定】 ② 軽微な事案に対しては、策定した判断基準に則り、口頭または文書による注意を区において迅速に決定し、改善・是正を促す。 ③ 指導を重ねても改善が見られない場合や重大な事案については、利用停止・登録抹消、活動禁止等の不利益処分を科すこととし、弁護士等専門家と連携し、客観的な知見に基づいた厳正な対処を行う。
5	団体への活動継続支援	① 指導禁止等の処分により指導者が不在となった子どもたちが不利益を被ることなく継続して活動できるよう努める。 ② 具体的には、スポーツ協会や各競技連盟等と連携し、新たな指導者の確保や受入れ可能な他団体の紹介に向けた相談・支援策を講じる。

学校開放相談窓口

学校開放事業に関するお困りごと（指導者からの不適切な指導など）については、区の相談窓口を設けています。下記までご連絡ください。

1 電話相談（平日午前8時30分から午後5時15分まで）

スポーツ振興課

振興係 電話：03-3880-5826

学校開放制度改革担当 電話：03-3880-0757

2 オンライン申請

URL：<https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/4567>